

令和7年度 豊田北保育園 重要事項説明書

教育・保育の提供を開始するにあたり、当園より説明すべき事項は次のとおりです。

1. 施設運営主体

事業者の名称	磐田市
代表者氏名	磐田市長 草地 博昭
所在地	磐田市国府台3番地1
電話番号	0538-37-4858（幼児教育保育課）

2. 利用施設 令和7年4月1日現在

施設の種別	保育所
施設の名称	磐田市立豊田北保育園
所在地	磐田市加茂930番地
電話番号	0538-32-4654
管理者名	園長
利用定員（年齢別）	0歳児 3号 12名 3歳児 2号 22名
	1歳児 3号 18名 4歳児 2号 24名
	2歳児 3号 20名 5歳児 2号 24名
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を定期的実施しています。
職員への研修の実施状況	内部研修年12回、外部研修年50回実施
認可年月日	昭和31年5月1日
事業所番号	

3. 施設の目的・運営方針

事業の目的	児童福祉法第39条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図る。
理念	児童福祉法、保育所保育指針、静岡県・磐田市の施策や重点目標に基づき、入所する子どもの最善の利益を考慮し保育を行う。 ＜保育理念＞ にこにこ わくわく笑顔あふれる豊田北保育園 (子どもも 保護者も 保育士も 地域の皆さんも) ＜保育方針＞ ・心身共に健全な発達を促し、人間として生きる力を培う保育に努める。 ・一人一人の良さを見つけ、自己肯定感が高まる関りを心がける。 ・園と家庭、地域との連携が子どもの育ち支えと考え、相互の理解に向け保育を深める努力をする。 ・保育の充実のために、安全・安心で一人一人の発達や興味関心を捉えた環境を整備する。

4. 施設・設備等の概要

敷地	全体	5,555 m ²		
	園庭	1,420 m ²		
建物	構造	RC 構造		
	延べ面積	1,198.99 m ²		
施設の内容	乳児室	1 室	保育室	4 室
	ほふく室	1 室	遊戯室	1 室
	調理室	1 室	幼児用トイレ	2 室
	調乳室	1 室	屋外倉庫	5 室
設備の種類	冷暖房、プール			
その他	屋外遊戯場			

5. 職員体制 令和7年4月1日現在

	職務の内容	職員数
施設長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1 人
主査	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	0 人
主任保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	2 人
保育士	園児の保育をつかさどる	23 人
調理員	園児の給食、おやつの調理	4 人
事務員	園の財務会計全般	1 人
園務員	園の環境整備	1 人

* 当園では、「静岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

6. 保育を提供する日

開 園 日	月曜日から土曜日
開 園 時 間	午前 7 時 15 分から午後 6 時 30 分 土曜日については午前 7 時 15 分から午後 18 時 00 分
休 園 日	日曜日、祝祭日、12 月 29 日から 1 月 3 日
そ の 他	毎週土曜日 年度始め希望保育 4 月 1 日 (火) 夏季希望保育 8 月 12 日 (火) ～ 15 日 (金) 年度末希望保育 3 月 31 日 (火)

* 警報発令時の対応について
別紙 (園のしおり参照)

* 感染症流行時の対応について
別紙 (園のしおり参照)

7. 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします

保育標準時間認定	保育時間	午前 7 時 15 分から午後 6 時 30 分 早朝保育：月～金 午前 7 時 15 分から午前 8 時 30 分 夕方保育：月～金 午後 4 時 30 分から午後 6 時 30 分 ※早朝夕方保育を希望する場合は事前申請が必要です。 「早朝夕方保育申請書」（通年・長期期間）＜資料①②＞ 「短期用早朝夕方保育申請書」（1 日～1 か月の短期間）
	延長保育時間	なし
保育短時間認定	保育時間	午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分 ※「延長保育利用申込書」＜資料③＞の提出が必要です。 料金 1 時間 300 円
	延長保育時間	午前 7 時 15 分から午前 8 時 30 分、 午後 4 時 30 分から午後 6 時 30 分
土曜日希望保育	保育時間	毎週土曜日 午前 7 時 15 分から午後 6 時 00 分 ※「土曜保育申請書」＜資料④＞ 申請書は 3 歳未満児用と 3 歳以上児用があり、前月 20 日までの申し込みです。 給食とおやつあり 250 円 おやつなし 200 円

* 上記保育時間以外の時間帯においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は、延長保育を提供します。延長保育の利用にあたっては、お支払いいただく通常の保育料のほかに、別途利用者負担が必要となります。

※各申請書は、職員室までお声掛けください。

8. 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚労告 117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

① 特定教育・保育の提供

上記 7 に記載する時間において、保育を提供します。

9. 食事の提供方法等について

① 食事の提供方法

自園調理（調理業務は株式会社メフォスが行います）

② 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

土曜保育の場合、前月 20 日までに園に申請書を提出すれば、給食・おやつの提供があります。

申請書の提出が 21 日以降の場合は、お弁当・おやつ持参になります。

8 月夏季希望保育期間については、お弁当・おやつ持参になります。

行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。

献立表は毎月のお便りで別途お知らせします。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0 歳児	9 時 15 分頃	11 時頃	3 時頃	
1 歳児	9 時 15 分頃	11 時頃	3 時頃	
2 歳児	9 時 15 分頃	11 時頃	3 時頃	
3 歳児		11 時 30 分頃	3 時頃	
4 歳児		11 時 30 分頃	3 時頃	
5 歳児		11 時 30 分頃	3 時頃	

③ アレルギー対応状況

アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、できる限りお子さんに合わせていきますので、あらかじめご相談ください。その際は、医師による診断書の提出が必要です。

除去食及び代替食に対応しています。 食物アレルギー対応マニュアルあり。

☆ 食物アレルギーがある場合は、申し出と指示書の提出が必要となります。1年ごとに提出していただきます。

☆ 除去食対応の子につきましては、毎月1回 給食献立内容の確認について、保護者・調理師・園職員（担任・園長または主任）で、面談を行います。

④ その他衛生管理等

集団給食施設届出を静岡県西部保健所へ提出しています。

大量調理施設マニュアル基準に沿って衛生管理基準の作成を行います。

日々の健康管理、確認及び検便検査の実施（毎月2回）による調理従事職員の健康管理を徹底しています。

調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

10. 利用料金

① 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

保育料の納入は口座振替をご利用ください（口座引き落とし日は毎月25日）。

ただし、納付書による納入も可能です。

※保育短時間認定園児の延長保育料金は1時間300円となります。

② 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等（実費負担）

①②に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については別途お知らせします。

③ 自主事業の利用料金

* 保護者会からの会費の徴収があります。

《集金について》

- ・ 保育料は保育料無償化に伴い、0・1・2 歳児のみ毎月25日（金融機関が休業日の場合は、翌営業日）に磐田市指定金融機関（静銀・浜磐信・農協・郵便局など）より、引き落とされます。金融機関口座が残高不足にならないようご注意ください。

- ・「日本スポーツ振興センターの災害共済給付事業」に全員が加入していただきます。加入代金は、保護者負担210円（市負担185円）です。保育中における事故の治療の際に申請します。
- ・保護者会費（月額200円）と保護者会保険料の集金があります。保護者会総会で可決された後に集金させていただきます。浜松いわた信用金庫より引き落とされます。

《写真販売について》

- ・本園では、写真販売を民間業者に委託しています。民間業者のカメラマンが撮影した写真をインターネットサービスにて個々で購入ができます。詳しくは、別紙を参照にしてください。

11. 利用の終了について

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- ① 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- ② 児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ③ 市外に転出するとき
- ④ 長期欠席するとき
- ⑤ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

12. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

① 内科

医療機関の名称	豊田ハートクリニック
医院長名又は医師名	杉本 千佳子
所在地	磐田市立野2013番地10
電話	0538-31-0810

② 歯科

医療機関の名称	鈴木歯科クリニック
医院長名又は医師名	鈴木 義仁
所在地	磐田市豊岡6801番地1
電話	0538-66-8148

③ 眼科

医療機関の名称	山下クリニック
医院長名又は医師名	山下 直己
所在地	磐田市中泉2丁目1番地5
電話	0538-39-2770

④ 耳鼻科

医療機関の名称	やすはら医院
医院長名又は医師名	安原 智洋
所在地	磐田市宮之一色822番地1
電話	0538-37-6363

13. 緊急時の対応方法

- ・ 保育時間中、異常がみられた時、体調不良、怪我、発熱（37.5℃～）等が生じた時は、連絡しますので迎えをお願いいたします。その場合、緊急連絡票に記入していただいた順番に連絡します。必ず連絡がとれるようにしておいてください。

保護者の仕事が休みの場合は、その旨を知らせておいてください。

- ・ 保護者の勤務先・緊急時の連絡先が変更になった場合は、速やかに保育園に連絡してください。出張等で、勤務先に連絡がつかない場合は、事前にお知らせください。
- ・ 園から保護者の皆様へ緊急の連絡がある場合は、コドモンアプリから一斉送信させていただきます。コドモンアプリをダウンロードの上、登録をお願いします。

14. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応します。		
避難訓練	地震を想定した避難訓練を年5回実施 地震から津波警報を想定した避難訓練を年1回実施 地震から火災を想定した避難訓練を年3回実施 火災を想定した避難訓練を年1回実施 洪水を想定した避難訓練を年1回実施 総合防災訓練を年1回実施 不審者対応避難訓練を年3回実施		
防災設備	自動火災報知機	誘導灯	
	ガス漏れ報知器	非常警報装置	
	非常用電源	スプリンクラー	
避難場所	ながふじ学府一体校 豊田北部小学校		

15. 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- ① 年に3回、職員に対して虐待防止研修を実施
- ② 虐待防止マニュアルの作成、運用

16. 賠償責任保険の加入

当園では以下の保険に加入しています。

保険会社	独立行政法人 日本スポーツ振興センター
保険の種類	災害共済給付
保険金額	保護者負担 210 円

- * 保育中における事故の治療の際は、全員が加入していただく「日本スポーツ振興センターの災害共済給付事業」をお使いください。加入代金は、保護者負担210円（市負担185円）です。医療費に5,000円（3割負担で、1,500円支払い）以上かかった場合に払い戻しがあります。必要な手続きについては、保育園からお知らせいたします。
- * 詳しくは別途配布する「独立行政法人 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度のお知らせ」をご確認ください。

17. 保育内容に関する相談・要望・苦情

受付担当者	主任 大石 英子
受付責任者	園長 鷺見 美都江
利用時間	午前9時～午後5時
連絡先	電話 0538-32-4654 FAX 0538-30-7875
第三者委員	主任児童委員2名 連絡先は園内に掲示しています。
受付方法	面接・電話・文書等の方法で相談・苦情を受け付けます。 意見箱設置あり。

18. 個人情報の保護に関する基本方針

- ・当園では個人情報保護に関する基本方針として、次のように内容を掲げています。
 - ・お子さんの健やかな成長、発達のために必要があった場合は、関連する専門医療機関、療育機関(児童発達支援事業所)、母子保健機関(保健師)等と情報交換を行い、より良い支援につなげます。
 - ・園内において子どもたちの園での様子を写真撮影し、便りや掲示物、研修 報告書、広報いわたや新聞、磐田市ホームページなどに掲載させて頂いています。
- *上記2点は、別紙「同意書について(お願い)」をご覧ください。
- ・参観会、参加会での写真撮影(インターネット端末、携帯電話含む)はご遠慮いただいております。
 - ・就学の際には園児要録の移送等、個人情報の伝達があります。
- 卒園時には、小学校への滑らかな接続のために、入学先の小学校に保育所児童保育要録(写し)を送付します。

19. 当園におけるその他の留意事項

- ・当園には保護者会があります。保護者会が掲げる「園児のすこやかな成長を図る」などの活動目的に賛同する保護者の方が加入する任意の団体です。
 - ・保護者会総会(4月書面開催) 奉仕作業(1家庭 年1回)
- *詳細は、4月配布の保護者会総会資料をご覧ください。

別 表

1. 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額	
給食に係る費用	3歳児クラス以上の給食・おやつ(基本額)	月額	5000 円
給食にかかる費用	3歳児クラス以上 土曜保育 給食・おやつ (基本額)	1 食	250 円
保護者会費		年額	2400 円

・ 3・4・5歳児給食費 5,000 円(副食費免除者は 500 円)は毎月 25 日、3 月は 20 日に浜松いわた信用金庫より引き落とされます。(引き落とし日が土日祝日の場合は翌営業日)

浜松いわた信用金庫に口座がない方は開設していただきます。

・ 保護者会費の集金があります。保護者会総会で可決された後に集金させていただきます。

4 月と 10 月に浜松いわた信用金庫より引き落とされます

2. 延長保育に係る利用者負担

1 時間 300 円(保育短時間認定児の場合)

※保育標準時間認定児については、午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分を超えて利用した場合は、別途料金はかかりませんが、申請書を提出していただくことがあります。